

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	犯罪被害者等給付金支給裁定に関するファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部警務課	
個人情報ファイル等の利用目的	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第3条に規定する犯罪被害者等給付金の支給に関する事務の適正な遂行を確保するため	
記録項目	1 件名、2 申請者本籍、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 申請者生年月日、6 被害者本籍、7 被害者住所、8 被害者氏名、9 被害者生年月日、10 受付番号、11 受付年月日、12 受付機関、13 受付報告年月日、14 警察庁登録番号、15 裁定申請却下番号、16 裁定申請却下年月日、17 裁定申請却下通知年月日、18 裁定申請却下の内容、19 仮給付決定番号、20 仮給付決定年月日、21 仮給付通知年月日、22 仮給付の警察庁への報告、23 仮給付の内容、24 裁定番号、25 裁定年月日、26 裁定通知年月日、27 裁定の警察庁への報告、28 裁定の内容、29 事務の経過	
記録範囲	犯罪被害者等給付金の申請者及び被害者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター	
	（所在地） 〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行 条例施行規則第2条第7項 に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—